# 【スウェーデン】新学校法におけるいじめ対策規定

海外立法情報課 井樋 三枝子

\* 現在スウェーデンの教育は、保育所、義務教育、学童保育、成人・移民向け教育等を含め、学校法で定められている。同法には、学校におけるいじめに関する規定も置かれている。

-----

## 1 新学校法

スウェーデンでは、2006 年総選挙で政権についた中道右派連合が、教育制度改革に力を入れており、2010 年に学校法の全部改正が行われた。一部を除き 2011 年 7 月 1 日より施行された新学校法(2010:800)は、教育に関する事項を包括的に定めている29 章からなる法律である。教育制度の主な変更点の一つは、あらゆる学校機関に、教育上の責任を負う校長以外に、学校機関の運営に責任を有する学校機関運営者(以下「運営者」)を置くことである。新学校法では、各学校におけるいじめ対策やいじめ発生時の対応に関し、運営者に大きな責任を課している。

## 2 スウェーデンにおけるいじめ

教育を所管する国家行政機関である学校庁(skolverket)の定義では、いじめ (mobbning)とは、新学校法において「侵害的な取扱い(kränkande behandling)」と規定される侮蔑的な取扱いに児童・生徒がさらされ、それが「繰り返される」場合を指す。ただし、この「繰り返し」は厳密な定義ではなく、どのくらいの期間に何回生じるか等の基準は置かれていない。新学校法では「侵害的な取扱い」に児童・生徒をさらすことを明確に禁止しており、これが繰り返される問題を学校庁は「いじめ」と呼んでいる。「侵害的な取扱い」とは、仲間外れ、暴力、辱め、嫌がらせ、言葉の暴力、からかい、噂の流布、監禁、所有物の破壊等、幅広い行為が該当する。オンライン上で行われるものも含まれ、学校庁は、ショートメッセージによる嫌がらせ、本人の承認を得ない写真のインターネットへの投稿等を例示している。

スウェーデンでいじめ問題が注目され始めたのは 1980 年代からで、1990 年代半ばからは、いじめに関する事項が法律の規定に盛り込まれるようになった。例えば、1993年の(旧)学校法改正では、学校の教職員等について、いじめ防止の努力義務規定が置かれた。2006年には児童及び生徒に対する侵害的又は差別的取扱いの禁止に関する法律(2006:67)が制定され、いじめと差別に対する学校の取組みの強化が要請された。差別禁止法(2008:567)の制定を受け、2009年からは学校における差別は同法の対象となった。学校庁による 2009年の調査によると、小学校高学年相当の児童の6パーセントが、少なくとも過去1か月の間に1回以上、いじめを受けたと感じ、3パーセントは毎週いじめられていると感じている。中学生に相当する生徒では、6パーセントが、他の生徒からいじめ又は嫌がらせを受けていると感じている(高校生では2パーセント)。このような傾向と比率は、1993年からほぼ変わらない。

#### 3 新学校法における「侵害的な取扱い」への対策

- (1) 新学校法は、まず第 1 章第 5 条に、教育に関与する者に対する「侵害的な取扱い」の防止についての努力義務規定を置いており、第 6 章「侵害的な取扱いに対する方策」で、学校側の「侵害的な取扱い」への責任を具体的に規定している。第 6 章の規定は、強行規定である(同章第 4 条)。
- (2) 「侵害的な取扱い」とは、それにさらされる児童・生徒の尊厳を傷つける挙動であり、差別禁止法(2008:567)において、差別と規定されるものを除く(同章第3条)。
- (3) 運営者及び教職員に、児童又は生徒を「侵害的な取扱い」にさらすことを禁止し (同章第9条)、「侵害的な取扱い」にさらされたことにより生じた侵害についての 最終責任は、運営者が負う(同章第5条)。
- (4) 運営者には、「侵害的な取扱い」の防止・禁止について具体的で実効性のある活動が義務付けられる。そのための方策を網羅した「『侵害的な取扱い』に関する計画」を毎年作成し、その計画に、翌年に実施予定の各種対策に関する説明を含む義務を負う。また、それらの対策の実施成果を、翌年の計画に記載しなければならない(同章第6条~第8条)。
- (5) 教職員は、児童・生徒が「侵害的な取扱い」にさらされたことに気付いた場合は、校長(保育所長を含む。)に通知する義務を負う。校長は、それを運営者に通知する義務を負う。通知を受けた運営者は、それによる侵害及び将来の更なる「侵害的な取扱い」防止のための活動を行い、それまでに実施された対策等を含む、事件の調査を行う義務を負う(同章第10条)。運営者又は教職員は、「侵害的な取扱い」にさらされたとして児童又は生徒が苦情の申立てや通報を行ったことから調査対象となった者による報復を防止する義務を負う(同章第11条)。
- (6) 運営者又は教職員が、第7条から第11条までに規定される義務を怠ったことにより児童・生徒に損害が生じた場合、運営者は、その損害の賠償を行い、その他の被害についても補償を行う責任を負う(同章第12条)。
- (7) 損害賠償に関する民事訴訟の提起を想定し、侵害を主張する側へ配慮する規定が置かれている。訴えを提起した側(被害者)に合理的理由があると認められる場合は、敗訴しても、相手側の訴訟費用を支払う必要はない(同章第13条)。また、「侵害的取扱い」が発生しなかったことの証明責任は、運営者が負う(同章第14条)。
- (8) このような争いにおいて、2008年に教育庁から分離して新設された私立学校の認可、学校の査察、学校・教育に関する苦情受付等を行う国家行政機関である国家学校監視団は、侵害を受けた児童・生徒が承諾する場合、彼らに代わって訴訟を提起することができ、また、上訴を行うことができる。その際、16歳未満の児童・生徒の場合は、その保護者の承諾を必要とする(同章第15条及び第16条)。

#### 参考文献(インターネット情報は 2013 年 1 月 22 日現在である。)

Mobbning, Skolverket webplats <a href="http://www.skolverket.se/skolutveckling/vardegrund/krankningar-och-diskriminering/mobbning">http://www.skolverket.se/skolutveckling/vardegrund/krankningar-och-diskriminering/mobbning</a>